

地域共生社会推進全国サミット PR 動画制作業務仕様書

1 委託業務名

地域共生社会推進全国サミット PR 動画制作業務（以下、「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

3 業務概要

- (1) 第 7 回地域共生社会推進全国サミット（加賀市）及び第 8 回地域共生社会推進全国サミット（泉佐野市）で使用する泉佐野市 PR 動画の制作
- (2) 令和 7 年 9 月 14 日、15 日開催の大阪・関西万博大阪 WEEK プロモーションで使用する本市 PR 動画(ダイジェスト版)の制作

4 業務内容

泉佐野市（以下、「本市」とする。）内の風景、観光資源等の全国に PR できるもの及び地域共生社会に関連する取組等を映像に収め、本市の魅力を PR しながら、令和 8 年度に本市で開催される地域共生社会推進全国サミットの事前告知となる動画制作等に必要な業務及び附属する業務一式を行う（動画撮影、資料収集、取材、編集作業等）。

- (1) 本市が作成する構成をもとに、動画を作成すること。また、専門的な立場から、本業務の委託料の範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (2) 動画の時間は PR 動画が 10～15 分程度、ダイジェスト版 PR 動画が 3～5 分とし、作中で登場する市内の場所や風景は 20 か所程度、人物は 5 組(人)程度とした構成とする。詳細は、別途打合せで確定する。
- (3) 制作に必要なインタビュー・コメントについては、取材を行い収集すること。なお、登場人物の選定とインタビューやコメントの収集に係る依頼、日程の調整等は、本市で対応する。

（撮影イメージ）

・インタビュー及びコメント…計 5 組程度の想定

- (4) 動画の素材は、全編に渡って取材を前提とするが、協議により一部本市または受託者が保有する写真・映像等の素材使用を妨げない。また、撮影困難なシーン（季節感のある映像やイベント関連映像等）を活用する必要がある場合は、受託者が保有する映

像素材を使用することを認める。

- (5) アクセシビリティに配慮し、高齢者や障害者を含めたすべての人に理解しやすい内容にすること。
- (6) 日本語字幕及び英語字幕を入れること。
- (7) 校正は3回程度行うこと。
- (8) 動画の規格は16:9とし、4K以上の画質とすること。
- (9) 本市と協議のうえ、契約の範囲内で動画に適した著作権フリーのBGMを採用すること。

5 制作物の活用

納品された制作物は、以下のとおり活用する。また、必要に応じて本市で編集できるものとする。

- (1) 第7回地域共生社会推進全国サミット（加賀市）及び第8回地域共生社会推進全国サミット（泉佐野市）での放映
- (2) 令和7年9月14日、15日開催の大阪・関西万博大阪WEEKプロモーションでの放映
- (3) 本市公式ホームページ、YouTubeなどの媒体での配信
- (4) 本市が所有する施設・デジタルサイネージ等での放映
- (5) その他市の広報媒体

6 納品

本業務の各動画は、MPEG4形式のデータを地域共生推進課に各号記載の期日までに納品すること。

- (1) ダイジェスト版PR動画 令和7年8月4日（月）
- (2) PR動画 令和7年10月31日（金）

7 支払い

本業務完了後速やかに業務完了報告書を提出し、本市の完了検査を受け、検査に合格したときは、請求書を提出するものとする。

8 権利関係

- (1) 納品された映像及び本業務制作のために撮影した映像・画像の著作権については、本市に帰属するものとする。

- (2) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。ただし、本市がその方法を指定した場合は、その限りでない。

9 秘密の保持

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他人に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、委託期間終了後も同様とする。

10 その他

- (1) 受託者が本業務の履行に要する費用については、全て受託者の負担とする。
- (2) 受託者は常に担当課からの連絡を受け取れる状態とし、担当課からの打ち合わせの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うものとする。
- (3) 仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議すること。